

## 資料4-3

諮詢番号：平成29年度諮詢第1号  
答申番号：平成29年度答申第1号

### 答 申

処分庁高知県知事（以下「処分庁」という。）が行った特別児童扶養手当有期再認定却下処分（以下「本件却下処分」という。）及び特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件資格喪失処分」という。）に対し、審査請求人が平成29年4月14日付けで行った審査請求について、審査庁高知県知事（以下「審査庁」という。）から諮詢（以下「本件諮詢」という。）があったので、次のとおり答申する。

#### 第1 審査会の結論

- 1 本件却下処分に対する審査請求は、却下すべきである。
- 2 本件資格喪失処分に対する審査請求は、棄却すべきである。

#### 第2 事案の概要

平成27年●月●日に、審査請求人の長女（平成●年●月●日生。以下「対象児童」という。）が〔●●●器を植え込む〕手術を受けたことから、審査請求人は、平成27年●月●日付けで、処分庁に対し特別児童扶養手当認定請求を行い、同年●月●日付けで、処分庁から、同月から平成28年●月までを認定期間とする障害等級2級の認定を受けた。

その後、審査請求人は、平成28年●月●日付けで、処分庁に対し、特別児童扶養手当再認定請求を行い、同年●月●日付けで、処分庁から、同月から平成29年●月までを認定期間とする障害等級2級の再認定を受けた。

当該再認定の期間が満了することから、審査請求人は、平成29年●月●日付けで、特別児童扶養手当再認定請求を行ったところ、同年●月●日付けで当該再認定請求が却下されるとともに、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）別表第3に定める障害の状態に該当しなくなったとして、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条第1項及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号。以下「省令」という。）第24条第1項の規定に基づく本件資格喪失処分（受給資格がなくなった日 平成28年●月●日）を受けた。

このため、審査請求人は、対象児童の障害の状態に変化がないにもかかわらず、認定されなかったのは不当であるとして、本件却下処分及び本件資格喪失処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めて、平成29年4月14日、審査庁に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行ったものである。

#### 第3 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

以下の理由により、本件処分の取消しを求める。

- (1) 平成27年●月●日の新規請求時から平成29年●月●日の今回の再認定請求（以下「今回の請求」という。）に至るまでの間、対象児童の状況は変わらず、特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書」という。）の内容も変わらないのに、本件処分がされたことは不当である。
- (2) 対象児童の病気は珍しいものであり、心疾患以外にも、●●●●等いろいろな病気を抱えており、その点を考慮すべきである。

##### 2 処分庁の主張

- (1) 特別児童扶養手当の支給対象となる障害の程度は、政令別表第3に規定されている。法第2条第5項に規定する障害等級2級に相当するものについては、当該障害の状態が「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とされており（政令別表第3）、具体的には、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知）の別紙である「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）の別添1である「特別児童扶養手当障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）の第10節／心疾患に記載されている異常検査所見アからサまでのうちいずれか1つがあり、かつ、一般状態がイ「身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出がほぼ不可能となったもの」又はア「歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもあり、軽い運動はできないが、日中の50%以上は起居しているもの」に該当するものとされている。

- (2) これを本件についてみると、審査請求人が平成29年3月●日に提出した診断書では、認定基準におけるいずれの異常所見も認められず、また、診断書の一般状態区分表においてもⅡ「軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」に該当することから、対象児童の障害が障害等級の2級に相当するものとは認められない。また、診断書の「予後」の欄には「●●●器治療及び内服にて良好」との記載があることも確認できる。
- (3) 以上のことから、当該診断書の内容をもって、対象児童の障害の程度が特別児童扶養手当の支給対象となる障害の状態（2級）に相当するということはできないため、本件処分に至ったものである。

#### 第4 審理員意見書の要旨

##### 1 結論

本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

##### 2 理由

- (1) 障害の認定は、認定要領の2の(4)により、「特別児童扶養手当認定診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過もしくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえで、行うこと」とされている。
- (2) 認定基準の第10節／心疾患の2の(9)において、「(7)のいずれか1つの異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のイ又はアに該当するものを2級と認定する」とされているところ、審査請求人から提出された診断書では、一般状態区分表のうち、「Ⅱ 軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」が選択されている。
- (3) 診断書の一般状態区分表に記載されているIからVまでの5段階の区分のうち、Ⅲが認定基準の一般状態区分のアと、IVと同じくイと対応しているものと認められ、審査請求人から提出された診断書に記載されている一般状態区分表のⅡは、このいずれよりも軽度であることを表していることから、認定基準に定める障害の程度に該当していないものと認められる。
- (4) 認定要領の2の(3)においては、「内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び

経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと」と、また、認定要領の2の(5)のアにおいては、「障害の程度について、その状態の変動することが予測されるものについては、その予測される状態を勘案して認定を行うこと」とされている。

審査請求人から提出された診断書の「現症時の日常生活活動能力」の欄には「強い労作により発作の可能性あり、運動は制限必要」との記載があるものの、「予後」の欄には「●●●器治療及び内服にて良好」と記されている。

- (5) こうしたことから、処分庁は、審査請求人から提出された診断書の記載内容を認定基準に照らして判断した結果、再認定請求を却下するとともに、資格喪失を通知したものと認められる。

- (6) なお、審査請求人は、過去の認定請求に添付した診断書の内容も変更がないにもかかわらず、本件処分がされたことは不当であると主張している。

これまで認定請求に添付された診断書の内容を確認したところ、診断書の細部に記載の変動はあるものの、いずれの診断書においても一般状態区分表のうちⅡが選択されていること、それらの診断書をもって特別児童扶養手当の認定及び再認定を受けていることが確認でき、審査請求人が主張するように「認定請求に添付した診断書の内容も変更がないにもかかわらず」、1回目及び2回目は認定されたが今回は認定されていないという事実は一定確認できた。

しかしながら、審査請求人の主張とは異なり、むしろ過去の請求においても認定基準に定める障害の程度に該当していないものと思われたことから、このことについて処分庁に対し確認したところ、処分庁からは「認定された1回目と2回目の診断書について、国の基準に該当するところはなかったが、診断書の予後の記載から様子を見るため等の理由から2級で認定した」とのことであった。

このような事情は、それぞれの時点で審査請求人に伝わっていないものと考えられることから、審査請求人が、1回目・2回目と今回の3回目の認定請求の結果の違いに対して疑問を呈したのも無理はないものと思われるが、そのことをもって本件処分が取り消されるべきとまではいえない。

## 第5 審査庁の判断

### 1 結論

本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

### 2 理由

- (1) 審査請求人から提出された診断書では、認定基準の第10節／心疾患の2の(7)におけるいずれの異常検査所見も認められず、かつ、一般状態区分表についても「II 軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」であることから、同節の2の(8)におけるイ又はアに該当するとは認められない。
- (2) また、診断書の「予後」の欄には「●●●器治療及び内服にて良好」との記載も確認できることから、対象児童の障害程度が特別児童扶養手当の支給対象となる障害の状態に相当するとはいえない。
- (3) なお、平成27年1回目及び平成28年2回目に審査請求人から提出された認定請求に添付された診断書においても、認定基準の第10節／心疾患の2の(7)及び(8)に該当する箇所は認められなかった。また、[●●●器を植え込む]手術から約2箇月後になされた1回目の認定請求で診断書の「予後」の欄に「●●●器が正常に動けば予後良好」とあり、約1年後になされた2回目の認定請求では診断書の「予後」の欄に「●●●器治療及び内服にて良好」と記載されていたものの、児童であることから手術後の状態を慎重に見極めるために2級とされた。しかし、今回の請求においても、診断書の「予後」の欄に「●●●器治療及び内服にて良好」と記載されていたため、手術後の状態は問題ないと判断し、認定基準に該当しないとされたものである。

## 第6 調査審議の経過

当審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

平成29年9月8日	諮詢の受付
平成29年9月22日	審査関係人に主張書面等の提出及び口頭意見陳述の申立ての有無を確認するための通知を送付
平成29年10月3日	審査請求人が同通知を受領しなかったため、再度審査請求人に同通知を送付
平成29年10月10日	主張書面等の提出及び口頭意見陳述の申立ての提出期限（いずれの審査関係人からも提出なし）
平成29年10月17日	第1回審議（答申の方向性を決定）

平成29年12月5日 第2回審議（答申を決定）

## 第7 審査会の判断の理由

### 1 本件諮詢に至るまでの手続について

- (1) 本件諮詢に至るまでの手続について、次の事実が認められる。

- ア 審査庁は、審理員として高知県●●●●部●●●●課課長補佐である●●●を、審理員補助者として同課チーフである●●●●をそれぞれ指名し、平成29年4月21日付けで、その旨を審査請求人に通知した（処分庁と審査庁が同一であるため、処分庁への通知は省略）。
- イ 審理員は、平成29年4月25日付けで、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年5月10日までに弁明書を提出し、証拠書類その他の物件を提出する場合には、同日までに提出するよう求めた。
- ウ 処分庁は、平成29年5月1日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出了。
- エ 審理員は、平成29年5月8日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書及び証拠書類その他の物件を提出する場合には、同月23日までに提出するよう求めた。
- オ 審査請求人は、平成29年5月23日、審理員に対し、反論書及び関係資料を提出了。
- カ 審理員は、平成29年6月1日付けで、審理関係人に対し、口頭意見陳述の実施について通知し、同月12日、口頭意見陳述を実施した。
- キ 審理員は、平成29年6月23日付けで、処分庁に対し、同月30日までに物件を提出するよう求めた。
- ク 処分庁は、平成29年6月28日付けで、審理員に対し、物件を提出了。
- ケ 審理員は、平成29年7月3日付けで、審理関係人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定期が同月14日である旨を通知した。
- コ 審理員は、平成29年7月24日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出了。
- (2) 本件諮詢に至るまでの手続については、上記(1)のとおりであり、違法又は不当な点は認められない。
- 2 本件却下処分について

### (1) 最初の特別児童扶養手当認定請求の手続

特別児童扶養手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、知事の認定を受けなければならない（法第5条第1項）。

法第5条の規定による特別児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（省令様式第1号）に、診断書等を添えて、知事に提出することによって行わなければならない（省令第1条）。

知事は、受給資格の認定をしたときは特別児童扶養手当認定通知書（省令様式第11号）及び特別児童扶養手当証書を受給資格者に交付し（省令第17条第1項）、受給資格がないと認めたときは特別児童扶養手当認定請求却下通知書（省令様式第12号）を請求者に交付しなければならない（省令第18条）。

### (2) 有期認定の場合及び再認定を受ける場合の手続

ア 上記第2のとおり、審査請求人は、平成27年●月●日付けで、同月から平成28年●月までを認定期間とする認定を受け、その後、平成28年●月●日付けで、同月から平成29年●月までを認定期間とする再認定を受けている。

イ 認定要領の2の(5)によると「障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこと」とされており、同(5)のイによると「精神疾患（知的障害を含む）、慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、原則として当該認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うこと」と、同ウによると「その他必要な場合には、イにかかわらず適宜必要な期間を定め再認定を行うこと。なお、この場合は、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案して再認定期間を定めること」とされている。また、同エによると「再認定を行う場合は、昭和42年12月9日児発第765号各都道府県知事あて本職通知「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法における有期認定の取扱いについて」により行うこと」とされている。

ウ この「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法における有期認定の取扱いについて」は、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法による障害認定診断書に基づき、都道府県知事が当該受給資格者に対し、期間を定めて手当の受給資格を認定した場合の取扱いについて定めたも

ので、①受給資格の認定期間、②認定期間後も引き続いて手当を受けようとする場合の手続及び③その他必要な事項を記載した通知書を当該受給者に対し交付することとし、その通知書を「障害認定通知書」とした上で、その内容について次のような例文を示している。

「あなたの〇〇扶養手当の受給資格は、〇年〇月から〇年〇月までとなっております。それ以後引き続き手当をうけようとするときは、あなたの障害の状態について〇年〇月又は〇月中に専門医の診断をうけ、所定の様式による障害認定診断書を作成してもらい、これに〇〇扶養手当証書を添えて〇年〇月中に〇〇市町村役場へご提出下さい」

エ また、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律における有期認定の障害認定診断書の取扱いについて」（平成23年1月11日付け障発0111第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）によると「再認定に係る障害認定診断書の提出期限が到来する受給資格者に対しては、再認定月の概ね1か月前に法第36条第1項の規定に基づき文書をもってその提出方を命ずること」とされている。

オ このように、都道府県知事は、有期認定をする際、障害認定通知書を受給資格者に交付して、障害認定通知書に記載された期限までに診断書を提出するよう求めた上、再認定月の概ね1か月前には、受給資格者に対し、文書で診断書の提出を求めることがとされている。

提出された診断書等を審査した結果、受給資格がないと認めた場合は、省令第24条第1項の規定により「特別児童扶養手当資格喪失通知書」（省令様式第15号）を交付することとなり、この資格喪失処分に対しては、審査請求をることができる。

カ 処分庁においても、上記ウの障害認定通知書に相当するものとして、平成27年●月●日付けの「特別児童扶養手当障害認定通知書」及び平成28年●月●日付けの「特別児童扶養手当有期再認定通知書」を審査請求人に交付しているが、これに加え、認定期間の終期が近づくと、審査請求人に対し、「特別児童扶養手当再認定請求書」とともに診断書等の提出を求め、審査の結果、受給資格がないと認めた場合は、上記オの特別児童扶養手当資格喪失通知書とともに、「特別児童扶養手当有期再認定却下通知書」を交付している。

この「特別児童扶養手当再認定請求書」の提出及び「特別児童扶養手当有期再認定却下通知書」の交付は、法令に根拠がある行為ではなく、その様式も法令に規定されたものではない（「特別児童扶養手当再

認定請求書」の様式は処分庁が作成した特別児童扶養手当支給事務手引書において定められたものであり、「特別児童扶養手当有期再認定却下通知書」の様式は同手引書にも定めがないものである。)。

### (3) 本件却下処分の処分性

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条に基づき審査請求の対象とされる「行政の処分」とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」とされており（最高裁判所昭和 39 年 10 月 29 日判決）、法令に基づく行為であることが必要であると解されている。

上記(2)カのとおり、本件却下処分は、法令に基づく行為であるとはいえないことから、審査請求の対象となる行政の処分に該当しない。

したがって、本件却下処分に対する審査請求は、不適法であり、却下を免れない。

### 3 本件資格喪失処分について

#### (1) 特別児童扶養手当の制度概要

ア 特別児童扶養手当は、障害児の父又は母がその障害児を監護するとき等において、その父母等に対し、国から支給されるもので（法第 3 条第 1 項）、受給資格者が特別児童扶養手当の支給を受けようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない（法第 5 条第 1 項）。

ここでいう障害児とは、「20 歳未満であって、第 5 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう」とされており（法第 2 条第 1 項）、同条 5 項において「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級及び 2 級とし、各級の障害の状態は、政令で定める」とされている。

イ これを受け、政令第 1 条第 3 項では、「法第 2 条第 5 項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第 3 に定めるとおりとする」とされ、同表では、2 級の障害の状態の一つとして、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とされている。

ウ その具体的な基準については、認定要領の 2 の(6)において「各傷病についての障害の認定は、別添 1 「障害程度認定基準」により行うこと」とされており、認定基準の第 10 節／心疾患の 2 の(1)では、「心疾患に

よる障害は、先天性心疾患、心筋・心膜疾患、後天性弁疾患、難治性不整脈、虚血性心疾患（心筋梗塞、狭心症）に区分する」とされている。

同(7)では、心疾患の検査での異常検査所見としてアからサまでが掲げられ、同(8)では、心疾患による障害の程度が一般状態区分表として示されており、その区分のアは「歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもあり、軽い運動はできないが、日中の 50%以上は起居しているもの」、イは「身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の 50%以上は就床しており、自力では屋外への外出がほぼ不可能となったもの」、ウは「身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの」とされている。

また、同(9)では、(7)のいずれか 2 つ以上の異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のウに該当するものを 1 級と、(7)のいずれか 1 つの異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のイ又はアに該当するものを 2 級と認定するとされている。

#### (2) 対象児童の認定基準該当性

ア 対象児童の障害の状態は、今回の請求に添付されている診断書の「疾患別所見」の欄に「難治性不整脈 有（●●●●）」とあることから、認定基準の 2 の(1)により、心疾患による障害に該当し、認定基準の第 10 節／心疾患が適用される。

イ 今回の請求に添付されている診断書によると、「循環器疾患」の欄の 2 の「一般状態区分表」において、「Ⅱ 軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」が選択されている。

診断書の一般状態区分表に記載されている I から V までの 5 段階の区分のうち、Ⅲが認定基準の第 10 節／心疾患の 2 の(8)の一般状態区分表のアに、Ⅳが同イに、V が同ウに対応しているものと認められるところ、診断書の一般状態区分表において選択されているⅡは、認定基準の一般状態区分表のアよりも軽度な状態であることから、障害等級の 1 級及び 2 級のいずれにも該当しないものと認められる。

#### (3) 審査請求人の主張（上記第 3 の 1 の(1)）について

ア 審査請求人は、新規請求時から今回の請求に至るまでの間、対象児童の状況は変わらず、診断書の内容も変わらないのに、今回認定されなかったことは不当である旨主張する。

イ 平成 27 年 ● 月 ● 日の新規請求の際に添付されている診断書では、一般状態区分表において II が選択され、「現症時の日常生活活動能力」の欄に「日常生活には大きな制限はないが、失神を来す可能性があり、水泳、強い負荷となる運動に制限が必要である」と、「予後」の欄に「● ● ● が正常に作動すれば、良好な予後が望める」と記載されている。

また、平成 28 年 ● 月 ● 日の 2 回目の請求の際に添付されている診断書では、一般状態区分表において II が選択され、「現症時の日常生活活動能力」の欄に「強い労作により発作の可能性あり、運動は制限必要」と、「予後」の欄に「● ● ● 器治療及び内服にて良好」と記載されている。

そして、今回の請求の際に添付されている診断書では、一般状態区分表において II が選択され、「現症時の日常生活活動能力」の欄に「強い労作により発作の可能性あり、運動は制限必要」と、「予後」の欄に「● ● ● 器治療及び内服にて良好」と記載されている。

このように、これらの診断書の一般状態区分表においていずれも II が選択され、他の記載の内容もほぼ同じであることからすると、審査請求人の主張も一定理解できる。

ウ ところで、認定要領の 2 の (3) では、「内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと」とされ、同(4) では、障害の認定は、診断書等によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえで適正な認定を行うこととされている。

また、同(5)では、次のとおり定められている。

(5) 障害の程度について、その認定の適正を期すため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこと。

ア 障害の程度について、その状態の変動することが予測されるものについては、その予測される状態を勘案して認定を行うこと。

イ 精神疾患（知的障害を含む）、慢性疾患等で障害の原因となつた傷病がなおらないものについては、原則として当該認定を行った日からおおむね 2 年後に再認定を行うこと。

ウ その他必要な場合には、イにかかわらず適宜必要な期間を定め再認定を行うこと。

なお、この場合は、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案して再認定期間を定めること。

エ 処分庁によると、「認定された 1 回目と 2 回目の診断書について、国の基準に該当するところはなかったが、診断書の予後の記載（● ● ● 器が正常に動けば予後良好）から様子を見るため等の理由から 2 級で認定した」とのことであり、平成 27 年 ● 月 ● 日に対象児童が【● ● ● 器を植え込む】手術を受けたことから、上記ウの認定要領の定めに基づき、今後の障害の状態によっては受給資格を喪失することも想定しつつ、対象児童の状態の変動の可能性等を勘案して予後の経過を観察するため、期間を定めて障害等級 2 級の認定をしたものと認められる。

これに対し、今回の請求においては、過去 2 回の有期認定により対象児童の状態を観察してきたこと及び手術後 2 年余りを経過し、予後の経過も良好であることを勘案し、認定基準の第 10 節／心疾患の 2 の (9) に従って障害等級 2 級に該当しないと判断したものであると認められる。

以上のとおり、本件資格喪失処分は、処分庁の裁量の範囲内で行われた合理的なものと認めることができ、違法又は不当なものということはできない。

#### (4) 審査請求人の主張（上記第 3 の 1 の (2)）について

審査請求人は、対象児童の病気は珍しいものであり、心疾患以外にも、● ● ● 等いろいろな病気を抱えており、その点を考慮すべきである旨主張するとともに、平成 29 年 4 月 ● 日付けの診断書を提出している。

しかしながら、対象児童の予後の経過などについて、審査請求人から具体的な主張がないことに加え、行政処分の違法性は、当該処分が行われた時点における法令及び事実状態を基に判断すべきであることから、今回の請求について判断するに当たり考慮すべきは、今回の請求に添付された診断書であって、平成 29 年 4 月 ● 日付けの診断書ではないので、審査請求人の主張には理由がない。

#### 4 結論

以上のとおりであり、当審査会は、上記第 1 のとおり答申する。

平成 29 年 12 月 5 日

高知県行政不服審査会

委員(会長)	細木	幸彦
委 員	紫 藤	秀 久
委 員	西 内	章
委 員	中 橋	紅 美
委 員	森 本	倫 光



## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（平成28年法律第63号による改正前のもの。以下「法」という。）27条1項2号の規定に基づく児童福祉司指導の措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成28年3月9日付けで行った法27条1項2号の規定に基づく児童福祉司指導の措置決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

生活リズムを整える、学校も行かせる等、口では言っていても、児童相談所は全然何もしない。

本件児童が学校に行きたくないのは、小学校でひどいじめに遭い、心の傷が深くなっているためであり、請求人の虐待ではない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮詢について、以下のように審議した。

年月日	審議経過
平成29年8月7日	諮詢
平成29年9月26日	審議（第13回第4部会）
平成29年10月23日	審議（第14回第4部会）

### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### 1 法令等の定め

(1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成28年法律第63号による改正前のもの。以下「児童虐待防止法」という。）は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるという認識の下に（1条）、何人も児童に対し、虐待をしてはならないと定めた上（3条）、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県が設置する児童相談所等に通告しなければならない旨を定めている（6条1項）。そして、上記通告（6条1項）は、法25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用するものとされている（6条2項）。

児童虐待防止法2条は、「児童虐待」として、保護者がその監護する児童について行う、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、（中略）その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」（3号）を掲げ、「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」（平成25年8月23日雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙。なお、本通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言とされる。）によれば、同3号の行為

は「ネグレクト」と定義され、「子どもの健康・安全への配慮を怠っている」、「食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢」などがこれに該当するとされている（第1章・1・（2））。

(2) 法26条1項は、児童相談所長が、法25条による通告を受けた児童について、必要があると認めたときは、各号のいずれかの措置を探らなければならないものとし、1号に、次条（法27条）の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することを掲げている。

法27条1項は、上記報告（法26条1項1号）のあった児童について、都道府県は、各号のいずれかの措置を探らなければならないものとし、2号に、児童又はその保護者を児童福祉司に指導させることを掲げている。

なお、東京都知事は、法27条1項の措置を探る権限を各児童相談所の長に委任している（法32条1項、地方自治法153条2項、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号）。

(3) そして、「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知。なお、本通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言とされる。）によれば、上記措置による指導のうち、児童福祉司指導について、「複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して行う。」、「子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。」、「児童福祉司指導を行う場合には、市町村、福祉事務所、児童委員その他関係機関との連携を十分に図る。」とされている（第4章・第2節・2・（1））。

2 これを本件についてみると、処分庁は、〇〇市子ども家庭センターから、本件児童に対する児童虐待防止法6条の規定に基づく通告を受理し、その後、担当者による本件アパートへの家庭訪問及び関

係者会議等により、①請求人が、本件児童は特定の食べ物しか食べないと思い込み、食事をほとんど作らないこと、②家庭内で必要な排便トレーニングが十分に行われていないため、本件児童の非器質性遺糞症は改善せず、おむつを着用していること、③本件児童が不定期にしか登校していないこと、④請求人が、不安があると体調が悪くなり、ストレスが高くなると本件児童を強く叱ってしまうことなどを把握していたことが認められる。

そして、上記の事情の下では、請求人によって、本件児童に対し、心身の正常な発達を妨げるような養育・監護における怠慢（ネグレクト）があったと認めざるを得なく、今後も請求人による同様のネグレクトが予測される状況にあったというほかない。

また、請求人は、父の暴言及び本件児童への身体的虐待等を理由に本件児童とともに父から逃げ、宿泊提供施設に一時入所した後、本件アパートに転居してきたことや、請求人自身の体調の悪さ等もあり、様々な問題を抱えていたことが推認される。

そうすると、処分庁が、ネグレクトの疑いがある児童として通告された本件児童の保護者（請求人）に対し、虐待に該当するような行為がなされないよう適切な養育について専門的な知識等を有した者の援助・指導が必要であるとして、児童福祉司指導の措置を探したことについて、不合理な点は認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適切になされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、前記（第3）のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

しかしながら、請求人による本件児童に対する養育に不適切な面があり、これらの改善のために、請求人に対して専門的な知識等を有した者の援助・指導が必要であると認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張を採用することはできない。

4 ところで、本件処分は、平成28年3月9日に決定され、同日付

けで本件処分通知書が発行されていたにも関わらず、処分庁は、同年7月15日に、同通知書を請求人に手交したことが認められる。

この点について、審理員の調査によれば、請求人に対する本件処分通知書の交付が遅れたのは、処分庁が、請求人の体調及び精神状況等から、本件処分通知書の交付は、請求人と面接し、処分内容を説明した上で、手渡す必要があると考えたところ、請求人の体調不良や不在等により、家庭訪問等の面接が度々延期したためであることが認められる。

そして、請求人の状態からすれば、処分庁が上記のように考えたことについて、不合理とは認められず、本件処分通知書の送達までに約4か月経過していたとしても、本件処分を取り消さなければならないほどの違法又は不当な事由があるとまでは認められない。

#### 5 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

